

受付	個人質問	第 号
	令和 年 月 日	時 分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和7年2月13日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 水野勝康

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	事業総点検について 市長は就任時に従来 of 事業を総点検するという意向を示しており、令和6年度に事業総点検がはじまった。事業総点検は短期間ですべて終わらせることができるものではないが、約1年間事業総点検が行われた。現在の認識及び今後の進め方等について伺う。 (1) 令和6年度に実施した事業総点検はどのような結果になったか。 (2) 令和6年度に実施した事業総点検の結果について、市長はどのように評価しているか。 (3) 令和7年度の事業総点検はどのように行うのか。令和6年度と同様の手法で行うのか、それとも大胆な事業削減を念頭に行うのか。 (4) 令和6年第1回定例会で答弁された「目標額として約4億円」が、ともすれば「4億円」という数字だけがあちこちで独り歩きしている感がある。この点についてどのように捉えているか。 (5) 市の事業については市役所単体で行われているもののほか、民間事業者含む各種団体を通じて展開されているものがある。事業総点検にあたり、関係する団体からヒアリング等を行ったのか。 (6) 事業総点検によって捻出した新たな財源で、市長は具体的にどのような新事業に取り組むつもりなのか。	

	(7) 事業総点検の目的について、「新たな事業に取り組むための創造的な時間の確保」が挙げられているが、実感として職員に余裕は生まれているのか。 (8) 事業総点検の結果、余剰人員が生じる見込みはあるか。 (9) 事業総点検に「終わり」はないとすれば、日常的に点検を行う仕組みが必要となるのではないか。 (10) 事業総点検に関係して、市民からの意見や要望はあったか。 (11) 市民に対して事業総点検の説明をどのように行うのか。	
2	大学との連携について 本市は大学が市内に4校、周辺に6校あり、高等教育機関の集積地となっている。この環境は本市にとっては大きな財産といってよい。本市は平成30年3月に「長久手市大学連携推進ビジョン4U」（以下「ビジョン4U」という。）を策定し、コロナ禍を挟んで大学との連携事業を進めてきた。大学との連携の現状と今後について伺う。 (1) 大学との連携の現状はどうか。 (2) 「ビジョン4U」においては、本市を学生の活動領域としてもらい、積極的に活動の後押しをすることによって、卒業後の本市とその周辺への定着を意図していたようであるが、実際に本市とその周辺への定住・就職につながっているのか。 (3) 「ビジョン4U」において、本市は大学の研究者・学生に対して研究協力を行うこととなっている。研究協力を行ったことは本市のホームページにも掲載されているが、研究協力の結果として、学術論文として公表されたものはあるか。 (4) 本市は重層的支援をはじめ、特徴的な取り組みを行ってきている。これらが学術的な研究対象になることは、単に学問の発展に寄与するだけでなく、行政や議会とは異なる観点から検証を受けることにもなる。本市の取り組みそのものを研究対象としてくれそうな研究者に対して、アプローチ等を行っているか。 (5) 「ビジョン4U」では大学を市民にとっての「生涯学習の場」と位置付けているが、さらに踏み込んで市民や本市職員のスキルアップ教育・リカレント教育の場として活用する考えはないか。 (6) 「ビジョン4U」の過去の活動を見ると、例えば平成	

	24年度には名古屋商科大学経営学部で「地域概論」、令和4年度には愛知淑徳大学と愛知県立大学で「保育実習Ⅰ」と、本市職員が講義を行った例が見られる。過去の講義はいずれもゲスト講師という位置づけと思われるが、本市では行政運営、まちづくり、福祉など、それ自体が特徴的な取り組みを行ってきたことから、本市の側で講義のプログラムを作り大学に提供することはできないか。	
3	本市の「みどり」の管理について 本市は加藤梅雄町長が「田園バレー構想」、吉田一平市長が「つながり・あんしん・みどり」を打ち出してきた結果、「みどり豊かなまち」として認知されている。令和2年には「緑の基本計画」を策定し、「緑の都市・長久手」を打ち出している。しかしながら、道路や公園などの「みどり」の管理が不十分ではないかという苦情や相談が少なくない。本市の「みどり」の管理について伺う。 (1) 都市公園における「みどり」の管理体制はどのようなか。 (2) 住民からの苦情・要望に対してどのような体制で対応しているのか。 (3) 市道における「みどり」の管理体制はどのようなか。 (4) 住民からの苦情・要望に対してどのような体制で対応しているのか。 (5) 本項目では本市の「みどり」のごく一部について取り上げたにすぎない。事業の見直しや新たな事業が展開される中で、多くの「みどり」を従来通り管理していくことが本当にできるのか。	
4	本市における陳情への対応について 陳情は国民の基本的な権利として行政・議会いずれに対しても行うことができる。提出された側にとって、実情を把握する重要な機会ともなる。しかしながら、行政と議会は別の組織であるため、市民にとってはどちらに陳情すればよいのか、また行政組織のどこに提出すればよいのかわからず、混乱するケースも見られる。本市の陳情対応について伺う。 (1) 本市の組織の中で一般的な陳情の受付窓口となるのは、市長公室情報課広報広聴係となる。本市において行政側に提出された陳情対応はどのように行われている	

	か。 (2) インターネット上で「長久手市 陳情」で検索すると、議会に対する陳情手続の情報は出てくるが、行政に対する陳情手続については出てこない。市役所のホームページにあるキーワード検索を利用しても同様である。トップページの「行政相談」から「困りごと」に飛んでも、陳情については記載がない。行政に対する陳情の仕組みや方法について、もう少しわかりやすくする必要があるのではないか。 (3) 陳情に対する一般的な窓口は情報課になるが、直接担当課に持ち込まれるものもある。担当課だけで対応できないもの、担当課以外での検討を行うのが適切と考えられるものについては、どのようにして対応しているのか。	
--	---	--